



平成 21 年 9 月 11 日

株主の皆様  
ファンの皆様

会 社 名 吉本興業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋  
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮  
(TEL 03-3209-8302)

### 当社株式に対する公開買付けに関する Q&A

当社は、平成 21 年 9 月 11 日に「クオンタム・エンターテイメント株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「賛同意見表明プレスリリース」といいます。)に公表しておりますとおり、クオンタム・エンターテイメント株式会社(以下「本公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同しております。本公開買付けに関する意見の内容、その根拠及び理由、本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針、本公開買付けの公正性を担保するための措置、本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)等の詳細につきましては、賛同意見表明プレスリリースで開示しておりますので、そちらをご参照いただきたく存じますが、本 Q&A は、当社に対して寄せられることが多いと思われるご質問にあらかじめお答えし、株主の皆様及びファンの皆様へその概要をお知らせするものです。

なお、本 Q&A は、当社の株主の皆様及びファンの皆様に本公開買付けに対する Q&A をご案内することのみを目的としており、それ以外の目的を有するものではありません。当社の株主の皆様におかれましては、本公開買付けへのご応募については、本公開買付者が本日公表しました「吉本興業株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(なお、同書は賛同意見表明プレスリリースに添付しております。)及び当社が公表しました賛同意見表明プレスリリースをご高覧頂き、皆様ご自身で十分ご検討いただいた上、ご自身の責任でご判断くださいますようお願い申し上げます。

※ 本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項、同 4 項及び金融商品取引法施行令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、公開買付者による書面(「吉本興業株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」)の発表から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

## 本公開買付けに関する Q&A

### 本公開買付けへの応募

Q1. 公開買付け（TOB）とはどのような制度ですか。

A. 金融商品取引法に定められた、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品取引市場外で株券等の買付け等を行うための制度です（TOB＝take over bid の略）。

今回の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、本公開買付者が、当社発行の普通株式の買付けを行うものです。

Q2. 本公開買付けには、応募しなければいけないのですか。

A. 本公開買付けへの応募は強制的なものではありません。本公開買付けに応募すべきかどうかは、株主の皆様において十分ご検討いただきご自身の責任においてご判断下さいますよう、何卒ご理解賜りたく存じます。

なお、当社においては、平成 21 年 9 月 11 日付で公表した「クオンタム・エンターテイメント株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明のお知らせ」に記載しているとおり、①公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしております。

### 本取引の背景・目的及び今後の事業運営について

Q3. 本取引は MBO（マネジメント・バイアウト）なのですか。

A. 法令上、MBO の定義が明確に規定されるものではありませんが、一般的には、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいうといわれています。本取引では、当社の経営陣が資金を出資し、また、本公開買付者の株式を保有する予定がないことから、上記の意味の MBO には該当しません。

Q4. 当社が買収されるということは、今までの当社とは違った企業になってしまうのでしょうか。

A. TOB が成立した場合であっても、当社の事業形態を大きく変更することは予定されていません。当社は、これまでどおり、「タレントマネジメントを基盤としたコンテンツ制作会社」であり、「笑い」を中心としたエンタテインメントによる社会貢献と、「誰もが、いつでも笑顔や笑い声をもてる社会」の実現を目指してまいります。

Q5. 本公開買付けは、友好的なもの、敵対的なものの、どちらでしょうか。

A. 買付者側の提案及び本取引は、当社の企業価値向上に寄与するものであるとして、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、出席取締役の全員一致により、①本公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しております。従いまして、当社としては、本公開買付けは友好的なものと考えています。

**Q6.本取引が実行された場合、当社の今後の成長戦略はどのようなものになるでしょうか。**

- A. 本公開買付者に対して出資を行う予定のコンテンツの制作・供給に係る企業(以下「本件メディア関連出資者」といいます。)と、当社との間のパートナーシップを確立し、従来の経営方針や経営理念を継続しつつ、本件メディア関連出資者及び当社間でのコンテンツのマルチユースを加速させ、また、当社のコンテンツ及びビジネスモデルのアジア展開を模索いたします。

**Q7.吉本興業は、どうして本公開買付けに賛同したのですか。**

- A. 当社は、景気悪化・国内経済成熟に伴う国内コンテンツ市場の成長の鈍化が、当社のさらなる成長と収益性の改善にあたっての課題であると考えておりましたところ、本公開買付者からの提案を受けました。かかる提案を受けて、当社は、上記のような当社の現状の課題等を総合的に考慮し検討した結果、当社の資本構成の再構築を行うことを通じて、本件メディア関連出資者と当社との間のパートナーシップを確立し、公開買付者の完全子会社となり、当社株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、経営判断のより一層の迅速化を図り、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が遂行できる組織体制を構築し、公開買付者から提案されている大きく二つの方向への事業展開を模索していくことが、当社の中長期的な企業価値を向上させるために有効な方策であるとの結論に至りました。また、当社は、本公開買付けの買付価格及び諸条件は当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。
- したがって、当社は、①本公開買付者による本公開買付けに賛同すること、②株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議致しました。

**Q8.本公開買付価格を妥当と判断したのはなぜですか。**

- A. 本公開買付けの買付価格について、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビーム M&A コンサルティング株式会社を独自に選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。アビーム M&A コンサルティング株式会社による当社の株式価値算定の結果、アビーム M&A コンサルティング株式会社は、当社に対して、当社の株式価値の算定に関する株価算定書及び一定の前提の下に本公開買付価格が財務的見地から当社株主にとって妥当である旨の意見書を提出しております。
- また、当社取締役会は、本取引の公正さを確保し、本取引の透明性及び客観性を高めるため、買付者及び当社から独立性のあるメンバーによって構成される第三者委員会を設置致しました。第三者委員会に対して、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付価格の妥当性及び一連の手の公正性を確保するため、当社取締役会に対して、当社の取締役会が本公開買付けに賛同することの相当性及び本公開買付価格の妥当性について意見を提出することを委嘱いたしました。その結果として、第三者委員会からは、全員一致で、本公開買付価格は妥当である旨の答申を得ております。なお、第三者委員会が平成 21 年9月9日付で当社取締役会に提出した第三者委員会報告書は、当社ホームページに掲載されております。
- (当社ホームページ:[http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir\\_pdf/ir\\_20090911\\_2.pdf](http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_2.pdf))
- 当社取締役会では、上記アビーム M&A コンサルティング株式会社作成の株式価値算定書、意見書及び第三者委員会からの答申を踏まえて、慎重に検討した結果、買付価格は妥当であると判断しております。

Q9. 本公開買付者はどのような会社なのか。また出井伸之氏とはどのような人物か。

- A. 本公開買付者は本取引のために当社株式の買付けのみを目的として設立された会社であり、同社には、本公開買付成立を条件として、本件メディア関連出資者、通信系会社等の企業が総額 240 億円を出資することを合意しております。詳しくは、本公開買付者が、本日公表しました「吉本興業株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。なお、本公開買付者の代表である出井伸之氏は、元ソニー株式会社会長兼最高経営責任者であり、長年の経営者としての経験とコンテンツビジネスに対する深い造詣を有しております。

Q10. 本公開買付けが成立した場合、当社と本公開買付者は、どのような資本関係になるのでしょうか。

- A. 本公開買付けが成立した場合、本公開買付者は、平成 21 年 3 月 31 日現在における当社が所有する自己株式を除く当社の平成 21 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数に占める割合の 70% 以上を保有することとなり、当社は本公開買付者の子会社となります。その後、本公開買付者は当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと等の手法を用いて、当社の完全親会社となることを予定しています。さらにその後、本公開買付者は、当社との合併を予定しています。

Q11. 本公開買付けが成立した場合、当社の経営陣は入れ替わることとなるのでしょうか。

- A. 本公開買付けが成立した場合であっても、当社の代表取締役会長吉野伊佐男、代表取締役社長大崎洋及び取締役中多広志については、引き続き経営に従事するよう、本公開買付者より委任されています。なお、吉野伊佐男、大崎洋及び中多広志は、吉野伊佐男、大崎洋及び中多広志その他の利害関係を有する者を除いた当社の役員から構成される当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が行われることを条件に、それぞれ受任する旨の意思表示をしております。

## **配当・株主優待について**

Q12. 従来の株主優待制度はどのようになりますか。

- A. 当社は、平成 21 年 9 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 21 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主に対する株主優待をもって、株主優待制度を廃止することを決議しております。なお、平成 21 年 9 月 30 日以前に本公開買付けに応募された場合であっても、本公開買付けが成立するまでは、株主名簿上の株主名義が変更されることはありませんので、本公開買付けに応募された株主の方で平成 21 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記録された方についても、同日を基準とする株主優待の対象となります。

Q13. 本公開買付けが成立するとこれまでの株主優待はなくなるのか。

- A. 従来の株主優待制度は、本公開買付けが成立した場合には、2009 年 9 月 30 日時点の株主様に対する実施を以って廃止となります。

なお、株主優待制度とは全く別の制度ですが、本公開買付者から、当社と公開買付者の合併が効力を生じた場合には、「特別ファンクラブ」を創設することを検討しているとの提案を受けております。「特別ファンクラブ」について詳しくは、公開買付者の平成 21 年 9 月 11 日付プレスリリース「吉本興業特別ファンクラブ(仮称)検討のお知らせ」をご確認ください。

(URL:[http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir\\_pdf/ir\\_20090911\\_1.pdf](http://www.yoshimoto.co.jp/src/about/ir_pdf/ir_20090911_1.pdf))

**Q14. 本公開買付けが成立した場合に、配当は実施されるのか。**

- A. 本公開買付けが成立した場合、2009年9月30日を基準日とする中間配当及び2010年3月30日を基準日とする期末配当は実施致しません。詳細は9月11日付プレスリリース「平成22年3月期配当予想の修正および株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。